

しずおか食の仕事人地域活動支援事業補助金 Q&A

No.	区分	質問	回答	根拠
1	団体	団体の所在地は静岡県内である必要はあるか。	必要ない。ただし、本事業の取組を静岡県内で行うことがわかるよう事業計画書に記載すること。	
2	団体	法人登記は必要か。	必要ない。ただし、定款又は組織運営に関する規約が定められている必要がある。	実施要領第2(1)
3	団体	大学の研究室(ゼミ)単位での申請は可能か。	可能。ただし、組織運営に関する規約や財務管理ができる体制があることを要する。	実施要領第2(1)
4	仕事人	「しずおか食の仕事人」との連携とは具体的に何を指すか。	具体的には、団体の構成員となることや、定期または随時、食に関するアドバイスなどを受けることができる関係・体制にあることを指す。	
5	仕事人	事業途中で仕事人との連携が困難となった場合は、補助は受けられないか。	個別の判断となる。例えば連携している期間で受けた指導、助言を元に事業を進めることができるのであれば、補助対象となる。可能な限り、連携の継続もしくは新たな仕事人との連携を検討してほしい。	
6	仕事人	仕事人は登録されていることが必要か。	必要。ただし、補助金申請時に仕事人登録ができていなくても、登録見込みであれば申請は可能。	
7	仕事人	仕事人と連携したいが、伝手がない場合はどのようにすれば良いか。	登録された仕事人は公開する予定としており、そこから事務局を通じて連絡をとることは可能。	
8	仕事人	仕事人との連携は何人必要か。	1人以上必要とする。	
9	仕事人	仕事人だけで構成する団体であっても申請可能か。	可能。	
10	仕事人	1人の仕事人が複数の団体と連携することは可能か。	可能。	
11	対象事業	農林水産品を使ったものであれば、食材でなくても良いか。	基本は食材であるが、仕事人の連携する事業であれば対象となることもある。	
12	対象事業	既に実施している事業は対象とならないのか。	対象とならない。ただし、事業の構想、計画づくり等の準備行為は行っても良い。	
13	対象事業	全体計画では複数年を要するものとなっているが、対象となるか。	採択は単年度で行う。対象期間での単年度計画をもって対象とする。	
14	対象事業	国、県、市又は町から補助金、委託費等の支給を受けている事業は対象となるか。	対象とならない。	
15	事業成果	「新商品の試作品の製造」とはどの段階までか。	製品化の有無は問わないが、団体構成員及び連携する仕事人以外のバイヤーや商工会等へ試作品を提供し、20人以上による評価の収集を行うこと。	実施要領第3
16	事業成果	「新メニューの試作」とはどの段階までか。	複数事業者での提供を想定した新メニューを3事業者以上で試作し、団体構成員及び連携する仕事人以外の者20人以上による評価の収集を行うこと。	実施要領第3
17	事業成果	「複数事業者での提供を想定した新メニュー」は事業者ごとに異なるメニューを作成しても良いのか。	同一のメニューであることが望ましいが、使用する県産農林水産物を統一した上で調理の工程や食材の一部を事業者ごとに変更することは可能。	
18	事業成果	「食に関する体験プログラムまたはツアーの作成」とはどの段階までか。	体験プログラムやツアーの一部を試験的に実施し、団体構成員及び連携する仕事人以外の者20人以上による評価の収集を行うこと。	実施要領第3
19	事業成果	「食に関する体験プログラム」とは何を想定しているか。	ツアー内容の一部として活用ができる体験(地域の農林水産物を活用した体験等)を想定している。	
20	事業成果	「製品化及び販売に向けた活動」はどのような活動を想定しているか。	具体例として、パッケージデザイン制作、直売所等でのテスト販売、販促物の作成等を想定している。	
21	事業成果	「新メニュー提供店舗拡大に向けた活動」はどのような活動を想定しているか。	具体例として、提供に関するガイドラインの作成、販促物の作成、複数事業者での試験的な提供等を想定している。	
22	事業成果	「事業実施地域の商工会等や県外在住者を対象としたモデルツアーの開催」はどのような活動を想定しているか。	事業実施地域の商工会等又は県外在住者を参加者としたモニターツアーやファムトリップを想定している。	
23	事業成果	「事業実施地域の商工会等」とは誰を示しているのか。	地域の商工会や観光協会、農協、自治会等の団体を示す。	
24	対象経費	仕事人への謝礼は補助対象となるか。	団体の構成員でない場合は5万円を上限として補助する。	
25	対象経費	申請した経費は全て補助されるのか。	補助対象経費の20万円を上限として補助するが、審査結果により一部となる場合がある。	実施要領第6

26	対象経費	本補助事業に該当する事業と他事業が明確に区分出来ない場合は、対象とならないのか。	対象とならない。明確に区分でき、支払に係る証拠書類により金額等が確認できるものに限る。	
27	対象経費	国内先進事例の視察のための旅費は対象となるか。	対象とならない。	
28	対象経費	対象経費が上限20万円に達している必要はあるか。	必要ない。対象経費分での申請も可能。	
29	対象経費	対象経費の下限はあるか。	ない。	
30	対象経費	消費税の課税事業者ではなく、確定申告を行っていないが、それでも対象経費の消費税分は対象外となるのか。	消費税還付を受ける事業者が本事業の対象となる可能性があるため、対象経費の消費税分は対象外とする。	